

肉用牛研究会会則

(昭 42.10.22.)
(昭 46.10. 9.改定)
(昭 49. 8.29.改定)
(昭 58. 9. 7.改定)
(平 7.11.29.改定)
(平 12. 8.24.改定)
(平 16. 10.20.改定)
(平 19. 10.25.改定)

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は肉用牛研究会と称する。

第 2 条 本会は日本における肉用牛の研究の促進ならびに技術の普及をはかり、さらに会員相互の連絡をはかるをもって目的とする。

第 3 条 本会の事務局は、当分の間、京都市左京区北白川追分町 京都大学大学院農学研究科応用生物科学専攻内におく。

第 2 章 事 業

第 4 条 本会はその目的を達成するため、つぎの事業を行う。

- 1) 研究会などの開催
- 2) 会報の発行
- 3) 肉用牛に関する情報・文献などの蒐集および交換
- 4) 肉用牛産肉能力検定に関する研究とその事業の推進
- 5) 乳用牛の肥育に関する研究の促進
- 6) その他本会の目的達成に必要な事業

第 3 章 会 員

第 5 条 会員を分けて正会員および賛助会員とする。

2. 正会員は本会の趣旨に賛同する個人とする。

3. 賛助会員は本会の趣旨に賛同する団体および会社とする。

第 6 条 正会員および賛助会員になろうとするものは、本会に申込み、年会費を納めるものとする。

第 7 条 会費を納めないものおよび本会の名誉を毀損するようなことのあったものは、評議員会の議を経て除名することができる。

第 4 章 役 員

第 8 条 本会につぎの役員をおく。

会 長 1 名 副会長 2 名

評議員 20 名程度

幹 事 若干名 監 事 2 名

第 9 条 会長は会を代表し、会務を処理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3. 評議員は本会の重要事項を審議決定する。

4. 編集委員長は編集委員会を組織し、会報の編集を統括する。ただし、編集委員長は評議員から選出する。

5. 幹事は庶務、会計、編集の会務を分担する。

6. 監事は会計の監査を行う。

第 10 条 次期会長は、評議員会において候補を選出し、総会において決定する。その他の役員の選出は新会長に一任する。

第 11 条 各役員の任期は 2 年とする。ただし重任を妨げない。

2. 役員中欠員を生じ補充の必要があるときは第 10 条よりこれを補充することができる。後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第 12 条 本会に顧問をおくことができる。顧問は評議員会で推薦し、総会において決定する。

第 5 章 会 議

第 13 条 会議は総会および評議員会とする。

第 14 条 総会を分けて定期総会および臨時総会とする。

2. 定期総会は毎年 1 回開催し、会務の報告、役員、顧問の推薦または選出、予算の決定、決算の承認、その他、会の重要事項を審議決定する。

3. 臨時総会は会長がとくに必要と認めたときに開催する。

第 15 条 評議員会は会長、副会長および評議員をもって構成し、会務の重要事項を審議決定する。幹事および監事は評議員会に出席し、意見を述べることができる。

第 6 章 経 理

第 16 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第 17 条 本会の経費は会費、寄付金などをもってこれに充てる。会費は

正会員 年額 3,000 円

賛助会員 年額 1 口 (10,000 円) 以上とする。

附 則

本会則は平成 19 年 10 月 25 日より施行する。